

第9回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

事業報告

新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

株式会社アップガレージグループ

上記事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権の状況

第1回新株予約権 2021年3月29日臨時株主総会決議（2021年3月29日取締役会決議）

決議年月日	2021年3月29日	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員	162
新株予約権の数(個)	597 (注) 1	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 (注) 1、6	59,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	900 (注) 2、6	
新株予約権の行使期間	自 2023年3月31日 至 2031年3月29日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 資本組入額 (注) 6	900 450
新株予約権の行使の条件	(注) 4	
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、新株予約権割当契約書に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行う行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）が新株予約権割当契約書に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権発行時において当社従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

5. 組織再編に伴う新株予約権の承継

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2. の定めに従い調整した再編後の行使価額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑦ 再編対象会社による新株予約権の取得
上記3. に準じて決定する。
- ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）」に準じて決定する。

6. 2021年5月17日開催の取締役会決議により、2021年6月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。
7. 2023年2月23日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)」、「新株予約権の行使時の払込金額(円)」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)」が調整されております。
8. 2023年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。
 - ・退職による減少分 66個
 - ・権利行使による減少分 12個

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は2020年9月14日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の決議をいたしました。当社は当該方針に基づいて内部管理体制を整備し、運用を行っております。

業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において相互に業務執行を監視しており、また監査役は取締役会やその他社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やリスク管理について不適切な点がないか検証しております。

また、内部監査室により各部署の内部監査を行っており、運用状況に不適切な点がないか監視しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 定期的な開催する取締役会において各取締役から職務執行状況について報告するとともに、監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を「文書取扱規程」の定めに従って、保管する。
 - ② 当該文書の閲覧又は謄写について取締役及び監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」により、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備・構築し、リスクに対応する社内規程・マニュアルの整備、見直しを行う。

また、リスク管理体制として、管理本部を主管部署とする「リスク管理委員会（現：サステナビリティ委員会（※））」が内部統制と一体化したリスク管理を推進し、内部監査室が進捗状況を監査する。

事業活動上の重大な事態が発生した場合に備え、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限に止める体制を整えるとともに、事業の継続性を確保するため、「事業継続計画」を定め、リスク管理体制を整備する。

（※）2023年3月30日開催の取締役会において、リスク委員会の役割を包含する形で、全社の統合的リスク管理及びサステナビリティ戦略に関する重要事項の整備・実行・運用等に関する検討・審議・モニタリングを行う「サステナビリティ委員会」を設立すること決議しております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、取締役会を毎月1回定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。

② 内部監査室は、その各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に内部監査を実施する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は職務の執行状況を定期的に取締役に報告し、内部監査室において、「内部監査規程」に基づいて計画的な内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(6) 当社の子会社の取締役等による職務の執行にかかる事項の当社への報告に関する体制

① 「関係会社管理規程」に基づいて子会社に対し取締役若しくは監査役を当社より派遣し、子会社の取締役等が「ポリシー」「行動指針」に則って職務を執行している事を監督又は監査を行う。

② 当社の取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、以下の事項を取締役に報告する。

(i) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項

(ii) 内部監査室が実施した子会社内部監査の結果

(iii) コンプライアンス上重要と判断される事項

(iv) 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報

(v) その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断される事項

(7) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理委員会（現：サステナビリティ委員会）」は、当社子会社について日常的に継続してリスク対策等の状況の把握・検証に努め、損失の危険性が高まったと判断される状況となった場合には、リスク管理委員会（現：サステナビリティ委員会）を通じて即座に代表取締役及び監査役にその内容を報告し、速やかに必要な対策を講じる。

(8) 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社子会社の代表取締役は、当社子会社の取締役の職務執行の効率性を確保する体制の基礎として、当社の取締役会（毎月1回開催）に、取締役の職務執行状況を報告する。また、子会社の各取締役はそれぞれの担当部門が実施すべき具体的な施策を立案・実施し、その運営状況を把握し、必要に応じて改善を図る。
- ② 内部監査室は、子会社の各部門において具体的な施策の立案・実施、運用状況を検証するために定期的に子会社内部監査を実施する。

(9) 当社の子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社子会社の代表取締役は、当社の取締役会（毎月1回開催）に、取締役の職務執行状況を報告する。
- ② 当社の監査役又は子会社の監査役による定期的な監査を実施することによって、法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(10) 当社の子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の使用人は職務の執行状況を定期的に当社子会社の取締役に報告し、内部監査室において、計画的な子会社内部監査を実施することにより法令及び定款に反する行為の有無を監視する。

(11) 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社子会社は、各種議事録等、職務執行に係る情報を含む文書を代表取締役又は各部署長の監督の下、保管する。当該文書の閲覧又は謄写について当社の取締役又は監査役から要請があった場合にはいつでも当該要請に応じる。

- (12) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から職務補助者設置の要請があった場合にはこれに応じる。その場合、監査役の職務補助者は内部監査室の社員とする。
 - ② 当該職務補助者は取締役をはじめ組織上の上長の指揮命令を受けないこととする。
- (13) 監査役へ報告するための体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役会において決議・報告がなされる事項のほか、当社及び子会社の取締役、使用人は以下の事項を監査役に報告する。
 - (i) 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがあると判断される事項
 - (ii) 内部監査室が実施した内部監査の結果
 - (iii) コンプライアンス上重要と判断される事項
 - (iv) 当社グループが社内外に設置する内部通報制度を利用した通報
 - (v) その他監査役が職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項
 - ② 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益を受けないよう公益通報者保護に関する規程に基づき報告者を保護する。
- (14) 監査役の職務について生ずる費用の前払い、又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
 - ② 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い及び支出した費用の償還を会社に請求することができる。
 - ③ 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

(15) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 各監査役は相互の協議により、それぞれの業務分担を行う。また各監査役は必要に応じて代表取締役に対して必要な調査・報告等を要請することができる。
- ② 監査役による会計監査については、各監査役が当社グループの会計監査を担当する監査法人と定期的に情報交換を行う等連携を図り、実効性を高める。
- ③ 監査役は監査を行うために必要な外部の専門家等への調査、鑑定又は事務委託の費用を請求することができる。

(16) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的団体や個人に対して社会常識と正義感を持ち、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たないことを基本方針とする。平素より、警察、顧問弁護士との連携を密にし、反社会的勢力対応を実施し、不当な資金の提供及び便宜供与等の不当要求に屈することなく、これを断固として拒絶する。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	519,220	886,445	1,695,374	-	3,101,039
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	540	540			1,080
剰 余 金 の 配 当			△124,663		△124,663
親会社株主に帰属する当期純利益			559,266		559,266
自 己 株 式 の 取 得				△122	△122
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	540	540	434,602	△122	435,560
当 期 末 残 高	519,760	886,985	2,129,977	△122	3,536,600

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額	為 替 換 算 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	2,916	△3,400	△483	3,100,556
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）				1,080
剰 余 金 の 配 当				△124,663
親会社株主に帰属する当期純利益				559,266
自 己 株 式 の 取 得				△122
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16	△1,220	△1,203	△1,203
当 期 変 動 額 合 計	16	△1,220	△1,203	434,356
当 期 末 残 高	2,933	△4,620	△1,687	3,534,912

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|---|
| ・連結子会社の数 | 3社 |
| ・主要な連結子会社の名称 | (株)アップガレージ
(株)ネクサスジャパン
UP GARAGE USA Co.,Ltd. |

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、UP GARAGE USA Co.,Ltd.の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- | | |
|----------------------|--|
| ・市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

ロ. 棚卸資産

- | | |
|----------|--|
| ・商品（中古品） | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
| ・商品（新品） | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び連結子会社は定率法を採用しております。ただし、当社及び連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～45年
機械装置及び運搬具	4年～15年
工具、器具及び備品	2年～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

会員に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、カー&バイク用品の販売、フランチャイズシステムの運営等を行っております。商品の販売による収益は、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されると判断し、直営店舗における販売については、商品の引渡時に収益を認識しております。また、配送を伴う販売については、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、商品の出荷時に収益を認識しております。フランチャイズシステムの運営による収益は、主にロイヤリティ収入であり、当該収入については、時の経過によって履行義務が充足され、その対価はフランチャイズ店舗の売上高に基づいて算定されることから、契約期間にわたり、当該売上高が発生するにつれて収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

リユース業態に係る固定資産グループ

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	586,977
無形固定資産	525

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。リユース業態の各店舗については、原則として営業損益が継続してマイナスの場合等に減損の兆候に該当するものとしております。ただし、新規出店店舗については、出店時の事業計画において当初より営業損益が継続してマイナスとなることが予定されている場合、実際のマイナスの額が当該計画にて予定されていたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないときには、減損の兆候には該当しないものとしております。リユース業態の各店舗の将来キャッシュ・フローは、売上高（客数及び客単価等の仮定を含む）や売上総利益率、販売費及び一般管理費の今後の推移やその前提となる市場環境が、過去の実績推移や現在の市場環境と大きく変わらないなどの複数の仮定を総合的に勘案して見積りを行っております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、市場環境等の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じる場合、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,050,000千円
借入実行残高	450,000千円
差引額	1,600,000千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,625,700株

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	124,663	47.5	2022年3月31日	2022年6月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	165,414	63.0	2023年3月31日	2023年6月28日

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式分割前の金額を記載しております。

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 51,900株

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価の把握を行っており、リスクの低減に努めております。

長期貸付金、敷金及び保証金は、主に店舗の新規出店時に貸主に差し入れる建設協力金並びに敷金及び保証金であり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であります。

短期借入金、一年以内返済予定の長期借入金及びリース債務は、金利の変動リスク及び資金調達リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及びリース債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

長期預り保証金は、フランチャイズ事業における預り保証金であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	14,450	14,450	—
(2) 長期貸付金(※1)	167,800	159,913	△7,886
(3) 敷金及び保証金	330,285	275,977	△54,308
資 産 計	512,535	450,340	△62,194
(1) 一年以内返済予定の長期借入金	35,055	35,055	—
(2) リース債務(※2)	45,529	44,890	△638
(3) 長期預り保証金	175,220	142,355	△32,864
負 債 計	255,804	222,300	△33,503

※1. 一年以内回収予定の長期貸付金(流動資産 その他)を含めております。

※2. 一年以内返済予定のリース債務を含めております。

- (注) 1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
3. 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額4,349千円)は、非上場株式であり、「投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 其他有価証券 株式	14,450	—	—	14,450

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期貸付金	—	159,913	—	159,913
敷金及び保証金	—	275,977	—	275,977
資産計	—	435,890	—	435,890
一年以内返済予定の 長期借入金	—	35,055	—	35,055
リース債務	—	44,890	—	44,890
長期預り保証金	—	142,355	—	142,355
負債計	—	222,300	—	222,300

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

一年以内返済予定の長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、合理的に見積った返還予定時期に基づき、リスクフリーレートで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	売上区分			合計
	リコース業態	流通卸売業態	その他	
一時点で移転される財又はサービス	5,744,003	4,462,944	27,875	10,234,822
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	1,121,168	—	—	1,121,168
顧客との契約から生じる収益	6,865,172	4,462,944	27,875	11,355,991
外部顧客への売上高	6,865,172	4,462,944	27,875	11,355,991

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 (3)会計方針に関する事項 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	12,657
契約負債（期末残高）	9,306

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

7. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 448円77銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 71円03銭 |

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2023年1月16日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である株式会社アップガレージ及び株式会社ネクサスジャパンの両社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、2023年4月1日付で吸収合併を行いました。

1. 企業結合の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業内容

- ①名称：株式会社アップガレージ
事業の内容：カー&バイク用品のリユース事業
- ②名称：株式会社ネクサスジャパン
事業の内容：カー&バイク用品の流通卸売事業

(2) 企業結合日

2023年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社アップガレージ及び株式会社ネクサスジャパンを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社クルーパー

(注) 当社は、2023年4月1日付で商号を株式会社アップガレージグループへ変更いたしました。

(5) 企業結合の目的

グループ内で重複している機能や業務を当社に集約させてコーポレート機能をスリム化し、経営効率を高めます。さらに、経営戦略機能・横串機能を一層強化することにより、グループの競争力を強化し、更なる企業価値の向上を図ります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2023年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 株式分割の方法

2023年3月31日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき、3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	：	2,625,700株
株式分割により増加する株式数	：	5,251,400株
株式分割後の発行済株式総数	：	7,877,100株
株式分割後の発行可能株式総数	：	25,344,000株

(3) 株式分割の日程

基準日公告日	：	2023年3月16日
基準日	：	2023年3月31日
効力発生日	：	2023年4月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、「7. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2023年4月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

変更前定款	変更後定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 8,448,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 25,344,000株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日 2023年4月1日

4. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を2023年4月1日以降、以下のとおり調整いたしました。

	取締役会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	2021年3月29日	900円	300円

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計			
						特別償却 準 備 金	繰越利益剰 余 金				
当 期 首 残 高	519,220	509,220	876,011	1,385,231	7,286	5,389	145,615	158,291	-	2,062,742	2,062,742
当 期 変 動 額											
新株の発行（新株 予約権の行使）	540	540		540						1,080	1,080
剰余金の配当							△124,663	△124,663		△124,663	△124,663
当 期 純 利 益							207,047	207,047		207,047	207,047
特別償却準備金の取 崩						△1,796	1,796	-		-	-
自己株式の取得									△122	△122	△122
当 期 変 動 額 合 計	540	540	-	540	-	△1,796	84,179	82,383	△122	83,340	83,340
当 期 末 残 高	519,760	509,760	876,011	1,385,771	7,286	3,593	229,795	240,675	△122	2,146,083	2,146,083

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2年～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は、持株会社であり、主としてグループ会社に対して、経営管理等契約書に基づき、経営指導や総務・経理・人事・システム等の管理業務の提供を行っております。経営管理等の業務提供による収益は、業務を提供するにつれて履行義務が充足されると判断し、その対価はグループ会社の売上高や提供業務に係る費用に基づいて算定されるため、契約期間にわたり、当該売上高の発生や業務の提供に応じて収益を認識しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,050,000千円
借入実行残高	450,000千円
差引額	1,600,000千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務（区分表示したものを除く）

① 短期金銭債権	181,956千円
② 短期金銭債務	9,541千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	994,796千円
営業費用	42,642千円

営業取引以外の取引高

受取利息	4,286千円
受取家賃	9,401千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	69株
------	-----

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数で記載しております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	2,002千円
未払賞与	3,584千円
減損損失	1,364千円
その他	460千円
繰延税金資産合計	<u>7,411千円</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	<u>△1,089千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,089千円</u>
繰延税金資産の純額	6,322千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)アップガレージ	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理等 資金の貸付	経営管理料等	703,005	未収入金	62,736
				資金の貸付	-	関係会社短期 貸付金	500,000
				利息の受取	4,286		
				グループの 人件費及び経費 等の立替	-	立替金	81,040
子会社	(株)ネクサスジャパン	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営管理等	経営管理料等	141,790	未収入金	15,158

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- ・経営管理料等については、業務内容を勘案して経営管理等契約書に基づき決定しております。
 - ・関係会社短期貸付金については、市場金利を勘案した合理的な利率を設定しており、貸付期間・返済方法については両者協議の上、貸付条件を決定しております。また、反復取引のため取引金額の記載を省略しております。
 - ・グループの人件費及び経費等の立替は、実際発生額を精算しております。また、反復取引のため取引金額の記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 272円45銭
- (2) 1株当たり当期純利益 26円30銭

(注) 2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「8. 重要な後発事象に関する注記」と同一であるため、当該事項をご参照ください。